

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

委託者（甲） 愛媛県美術館

受託者（乙）

甲と乙とは、甲の保安規程に基づき、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。

（契約対象電気工作物）

第1条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

契約 の 対 象	事業場の名称	愛媛県美術館本館
	事業場の所在地	愛媛県松山市堀之内
	設備容量及び 受電電圧	1,600KVA 6.6KV
	発電装置の 定格容量及び 定格電圧	予備発 205KVA 0.2KV
受電種別（使用期間）		常時

契約 の 対 象	事業場の名称	愛媛県美術館南館
	事業場の所在地	愛媛県松山市堀之内
	設備容量及び 受電電圧	600KVA 6.6KV
	発電装置の 定格容量及び 定格電圧	無
受電種別（使用期間）		常時

（保安管理業務の内容）

第2条 乙は、この契約及び別に定める保安管理業務の細目及び基準（以下「細目及び基準」といいます。）に定めるところにより保安管理業務を実施します。

（点検頻度等）

第3条 乙が実施する保安管理業務のうち定期的に行う点検、測定及び試験の頻度等は、次の各号によるものとします。

- (1) 月次点検 各館隔月1回（絶縁監視装置設置の有無：〈本館〉有、〈南館〉有）
- (2) 年次点検 毎年1回（無停電年次点検の実施の有無：〈本館〉有、〈南館〉有）

（委託料）

第4条 甲が乙に支払う保安管理業務委託料及び支払方法等は、次の各号によるものとします。

- (1) 「細目及び基準」第1項(1)①に掲げる定例の業務に係る委託料及び支払方法等は、次のとおりとし、適用は受電日からとします。

なお、定期点検及び臨時点検を甲の要請により乙の所定就業時間外に行う場合は、別途時間外割増手数料を支払うものとします。

委託手数料・支払方法等	2ヵ月分委託料 (隔月額)	うち消費税及び 地方消費税	支払回数	年間委託料	うち消費税及び 地方消費税
	円	円	6回	円	円
	支払方法 2ヵ月分後払い		支払期日 請求書受領後30日以内		
特記事項	消費税及び地方消費税については、法令に定める税率により算定しています。 契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて手数料を精算するものとします。				

(2) 「細目及び基準」第1項(1)②に掲げる定例以外の業務に係る委託手数料及び支払方法等は、その都度別途に定めるものとします。

(甲又は乙の協力及び義務)

第5条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

(連絡責任者及び発電所担当者)

第6条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する責任者(以下「連絡責任者」といいます。)を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名連絡方法等を乙に遅滞なく通知するものとします。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。

4 甲は、連絡責任者及び代務者には、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。

(通知義務)

第7条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生のおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」といいます。)の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物に接近して作業を行う場合
- (6) 責任分界点又は需要設備構内(使用区域)を変更する場合
- (7) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (8) 代表者、委託者又は事業場の名称及び所在地(地名表示)に変更があつた場合
- (9) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があつた場合
- (10) 本契約を履行するうえで、その他必要な場合

(絶縁監視装置)

第8条 絶縁監視装置を設置又は撤去する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 絶縁監視装置は、甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担すること
- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、改造等を行わないこと
- (3) 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙に通報又は甲が乙に電話連絡する電話料は、甲が負担すること
- (4) 甲の、電気工作物の変更等により、絶縁監視装置の設置条件に適合しなくなった場合及び絶縁監視装置の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置を乙が撤去すること
- (5) 甲が、撤去を申出た時又はこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を乙が撤去すること、その場合甲は、停電等に関して協力すること

(保安業務担当者の資格等)

第9条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者(以下「保安業務担当者」といいます。)には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者(以下「保安業務従事者」といいます。)をあてるものとします。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」といいます。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- 4 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲の求めに応じ提示することとします。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。又、変更の場合も同様とします。

（記録の保存）

第10条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとします。ただし、3年を超える周期で行う点検の記録等にあつては、次回の点検が終了するまで保存するものとします。

（契約の更改）

第11条 甲が、次の各号に掲げる事項を変更する場合は、第17条の契約期間内でも、この契約を更改するものとします。

- (1) 第1条に掲げる電気工作物の概要
- (2) 第3条の点検頻度等
- (3) 第4条第1項(1)の支払方法等
- (4) 保安規程

（契約の解除）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方はこの契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、この契約又は電気関係法令に定められた義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって業務の実施ができないと認めた場合
 - (2) 甲が、第4条に定める委託手数料の支払を遅滞した場合
 - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 2 甲又は乙のいずれかの都合により、前項によらずこの契約を解除しようとするときは、その1箇月前迄に相手方にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意のうえ解除できるものとします。
 - 3 第1項の規定により契約を解除したときは、甲は、契約金の全部若しくは一部を支払わず、または既に支払った契約金の全部もしくは一部の返還を乙に請求することができます。
 - 4 第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければなりません。

（契約の失効）

第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失うものとします。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られない場合、又は承認が取消となった場合
- (2) 本契約の対象である電気工作物が廃止された場合
- (3) 本契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
- (5) 電圧7,000ボルト以下で連系等をする水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所の出力が2,000キロワット以上となった場合
- (6) 電圧7,000ボルト以下で連系等をする燃料電池発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合
- (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
- (8) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合
- (9) 本契約の対象である電気工作物が第三者に譲渡された場合

（機密の保持及び個人情報保護）

第14条 乙は、業務上知り得た甲の情報を、甲の承諾なく他にもらさないものとします。

- 2 甲及び乙は、この契約に基づいて取得した個人情報に関し「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとします。

（損害賠償）

第15条 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 契約に基づき、甲乙協議決定した事項もしくは乙が指導又は助言した事項について、甲がその実施を怠り、これにより損害が生じた場合
- (2) 甲が、法令又は契約に違反し、これにより損害が生じた場合
- (3) 天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びに甲が通知義務を怠った場合など、乙の責めとされない事由により損害が生じた場合

（電気工作物以外の不安全施設の措置）

第16条 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと思われる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲の負担において速やかに改修するものとします。

- 2 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

（契約の期間）

第17条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

(契約事項等の解釈)

第18条 契約事項の解釈について疑義が生じた時又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲乙ともに誠意をもって協議し解決するものとします。

以上の契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

令和7年4月1日

委託者	(甲)	住 所	松山市堀之内
		名 称	愛媛県美術館
		代 表 者	館長

受託者	(乙)	住 所	
		名 称	
		代 表 者	

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次によるものとします。

- a. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表第1「点検、測定及び試験の基準」によります。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告するものとします。
- b. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきてるべき措置を報告するものとします。
- c. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとします。

② 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、甲の要求に基づき必要の都度行います。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うものとします。
- b. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。
- c. 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

(2) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- f. 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a. 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）
- b. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- c. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- d. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- e. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- f. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 乙は、上記(1)及び(2)の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとします。

2. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

(1) 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきてるべき措置を行うものとします。

- a. 警報動作電流50リアンペア以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」といいます。）を連続して5分以上受信した場合
- b. 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

点検、測定及び試験の基準

設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検
		月次点検	定 期 点 検		
			停 電	無 停 電	
受 変 電	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		継電器の動作試験		○	※2○
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
絶縁抵抗測定			○	※1○	
変 電	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により	
		〃 耐圧試験		必要の都度	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○
設 備	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
		漏えい電流測定	○		
		内部点検		1回/6年	
		絶縁油酸価測定		上記結果により	
		〃 耐圧試験		必要の都度	
備	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	母線等	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧、電流測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	※1○
	計器校正試験		必要の都度		
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	
	許容誤差試験(伝送試験を含む)		○	○	
接地 工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		※4○	※4○
構 造 物	受変電室建屋、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等(発電設備含む)	外観点検	○	○	○

必要の都度

設 備	点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨時点検	
		定 期 点 検				
		月次点検	年次点検			
		停 電	無 停 電			
配電 設備	電線路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
負 荷	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○	○	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、 制御装置等	絶縁抵抗測定		※5○		
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
		内部点検		1回/6年		
絶縁油酸価測定		上記結果により				
〃 耐圧試験		必要の都度				
継電器の動作特性試験		※3,6○				
蓄 電 池 設 備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した 場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
絶縁抵抗測定			※5○			

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行います。

- 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- 電線と他物との離隔距離の適否
- 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- 接地線等の保安装置の取付け状態

3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとします。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行います。

4. 工事期間中の点検は、外観点検を行います。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行います。

5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがあります。

6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがあります。

7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断機、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行います。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとします。

8. ※を付した項目は、次のとおりとします。

- ※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがあります。
- ※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とします。
- ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがあります。
- ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがあります。
- ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがあります。
- ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがあります。